

③ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の手続きはお早めに

問 社会福祉課(内線 263)

令和4年度住民税非課税である世帯などに対し、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給しています。確認書がご自宅に届いていてまだ返送をされていない方は、受付の期限がありますので、お早めにご対応ください。

対象世帯

1. 令和4年度住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点において、笠間市に住民票があり、世帯員全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯

※令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合は、確認書が送付されません。給付の対象世帯であるにも関わらず、確認書が届かない場合はお問い合わせください。

2. 家計急変世帯

申請時点で笠間市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯員それぞれの年収見込額が、住民税非課税相当額以下となる世帯

(年収見込額：令和4年1月から令和4年9月までの任意の1か月収入×12倍)

※本給付金をすでに給付された世帯は除く(2回目の給付金が給付されるものではありません)。

※住民税非課税世帯・家計急変世帯ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯は除く。

※申請方法等は市ホームページを参照いただくか、お問い合わせください。

受付期限

1. 令和4年度住民税非課税世帯：9月27日(火) ※当日消印有効

2. 家計急変世帯：9月30日(金) ※当日消印有効

④ 住民税均等割りのみ課税世帯に対する臨時給付金のお知らせ

問 社会福祉課(内線 263)

市の独自施策として、国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象にならない住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり5万円の現金を支給します。

対象世帯 令和4年6月1日時点で笠間市に住民登録があり、令和4年度住民税が次のいずれかに該当する世帯

- ・均等割のみ課税された人だけで構成された世帯
- ・均等割のみ課税された人と非課税の人だけで構成された世帯

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給している世帯および住民税が課税されている者の住民税扶養親族のみの世帯は対象外です。

均等割のみ課税の目安

扶養している配偶者・親族の人数	給与収入額	所得額
0人	1,000,000円	450,000円
1人	1,700,000円	1,120,000円
2人	2,210,000円	1,470,000円
3人	2,710,000円	1,820,000円

給付額 1世帯あたり5万円を1回支給 ※振込先は原則として世帯主の口座です。

申請方法 ■確認書による受給

対象世帯に対し、市から確認書等をお送りします(8月31日から順次発送)。必要事項を記入のうえ、同封の封筒で返送してください。

■申請書による受給

令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合は、確認書が送付されません。

給付の対象世帯であるにも関わらず、確認書が届かない場合はお問い合わせください。

その他

配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している人で、令和4年6月1日以前に住民票を移すことができなかった場合は、所定の手続きにより、給付金を受け取れる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

受付期間 9月1日(木)～11月30日(水)

4 ページ **小さな命大切に。犬・猫の不妊、去勢手術をしましょう。**